

「中央合同庁舎第 5 号館の管理・運営業務」事業の評価（案）の概要

1. 業務内容及び契約期間

中央合同庁舎第 5 号館の管理・運営業務（①電気・機械設備等の運転・監視及び点検保守管理業務、②警備保安業務、③来庁者受付管理サービス提供業務、④清掃等業務、⑤植栽管理業務）

契約期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 実施状況に関する評価

- 包括的に達成すべき質として設定された以下の項目すべてが達成。
 - ア 品質の維持
 - ・業務の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベータ停止等が発生しないこと。
 - イ 安全性の確保
 - ・業務の不備に起因した災害又は事故の発生がないこと。
 - ウ 環境への配慮
 - ・法令を遵守し、入居省庁職員の業務に支障のないよう配慮しつつ、温室効果ガスの削減目標の達成に努めること
- 民間事業者からの改善提案に基づき、委員会の設置や警備員の参集訓練等を通じた円滑な管理運営や契約電力量の見直しに伴う電力料金の実質的削減が行われる等民間事業者の創意工夫が発揮された。

3. 実施経費に関する評価

実施経費（契約金額（2,009,637 千円）の平成 24 年度実績額は 670,667 千円であり、民間競争入札前の従来の実施に要した経費 654,886 千円（平成 22 年度実績））に比べ 15,781 千円（2.4%）の経費が増加。

4. 今後の事業

民間競争入札の実施により、サービスの質の確保がなされていることから、次期事業についても引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることが必要と考えられる。

厚生労働省においては、新プロセスへ移行した上で事業を実施することとしているが、一者応札であったことから、実施要項等を見直す必要があり、新プロセスへは移行しないこととする。具体的には、競争性の確保の観点から、民間競争入札の業務範囲及び入札参加資格等について検討が必要である。また、応札可能な民間事業者へのヒアリング、設備等の補修履歴等積極的な情報開示、国庫債務負担行為を活用し、準備期間を確保する等により、多くの民間事業者の入札への参加を促すことに努める必要がある。

更に、管理・運営業務の包括的な質については達成されているが、定性的な評価にとどまっており、適切な評価項目を設定し、利用者の満足度を図るための定量的な目標値を定めモニタリングすること等確保されるべきサービスの質の一層適切な設定について検討することが必要である。

以上